

資 料 一 覧

資料 1	愛知県幼児教育研究協議会開催要綱・・・・・・・・・・	P 1
資料 2	愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領・・・・・・・・	P 2
資料 3	令和 2 年度愛知県幼児教育研究協議会委員等名簿・・・・・・・・	P 3
資料 4	愛知県幼児教育研究協議会のあゆみ・・・・・・・・・・	P 4
資料 5	令和 2・3 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題・・・・・・・・	P 5
資料 6	令和 2 年度第 1 回愛知県幼児教育研究協議会協議内容・・・・・・・・	P 6
資料 7	各園要領及び指針解説、資質・能力イメージ図等・・・・・・・・	P 7
資料 8	令和 2 年度愛知県幼児教育研究協議会専門部会委員名簿(案)・・・	P 8
資料 9	令和 2 年度愛知県幼児教育研究協議会開催計画(案)・・・・・・・・	P 9

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会学習教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

資料 3

令和2年度愛知県幼児教育研究協議会委員等名簿 (敬称略)

選任区分	氏名	職名
学識経験者 ・ 一般有識者	津金美智子	名古屋学芸大学教授
	鈴木 照美	椋山女学園大学講師
市町村 関係者	滝 誠	犬山市教育委員会教育長
	藤好三知雄	名古屋市教育委員会指導部指導室 指導室長
	永井 悦子	名古屋市子ども青少年局保育部 主幹
	松永 直久	知立市福祉子ども部子ども課長
幼稚園 保育所 及び学校 関係者	石川 治代	愛知県国公立幼稚園・こども園長会 会長 (刈谷市立かりがね幼稚園長)
	水越 省三	愛知県私立幼稚園連盟 副会長 (葵名和幼稚園長)
	伊東 世光	愛知県社会福祉協議会保育部会 部会長 (名古屋市 天使保育園長)
	宇都宮美智子	名古屋民間保育園連盟 副会長 (名古屋市 中村保育園長)
	渡辺 孝雄	稲沢市立稲沢東小学校長
P T A 関係者	神谷 吾一	愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 会長 (名古屋市立第一幼稚園)
	早川 みどり	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会 会長 【前期】(青山幼稚園)
	濱地 佑佳	愛知県私立幼稚園PTA連合協議会 会長 【後期】(栄光八事幼稚園)
	加藤 望美	一宮市立北方西保育園親の会 会長
県関係者	山口智絵子	愛知県福祉局子育て支援課 課長
	久保見 順	愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室 室長

事務局名簿

	氏名	職名	住所	電話番号
事 務 局	小林 整次	愛知県教育委員会学習教育部 部長	名古屋市中区 三の丸 3-1-2	(052) 954-6799 (ダイヤルイン)
	伊藤 孝明	愛知県教育委員会義務教育課 課長		
	大谷 健二	愛知県教育委員会義務教育課 担当課長		
	福井有希子	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	山上 高弘	愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐		
	野田 隆之	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	福庭 千晶	愛知県教育委員会義務教育課 主査		
	服部 みさ	愛知県教育委員会義務教育課 指導主事		
	鎌谷 祥行	愛知県教育委員会特別支援教育課 主査		
	松川 文香	愛知県総合教育センター基本研修室 主査		

年度	経	過
昭47 48	・協議会の設置 ・「幼児教育の指針」の作成	
49	・協議題 4・5歳児の教育(保育)内容を中心に	(答申)
50 51	・協議題 幼児教育と小学校教育のあり方とその連携	(中間報告) (答申)
52	・協議題 今後における幼稚園と保育所の関係について	(報告)
53	・協議題 幼・保の教育(保育)と家庭教育との連携	(中間報告)
54	・協議題 幼稚園・保育所と家庭との連携	(報告)
55 56	・協議題 幼児教育の充実をめざす指導の在り方	(中間報告) (報告)
57 58	・協議題 幼児教育に関する今日的課題	(中間報告) (報告)
59	・協議題 幼児の生活実態とその問題点	(報告)
60	・協議題 幼稚園・保育所における望ましいしつけの在り方	(報告)
61	・協議題 家庭の教育力回復のために幼児教育機関の果たす役割	(報告)
62	・協議題 幼児教育のための保育者の資質向上の在り方 ・現職教育資料「保育者としてこれだけは」	(報告) (発刊)
63 平元	・協議題 人とのかかわりをもつ力の育成 〃 ・現職教育資料「人とのかかわりをもつ力の育成」	(中間報告) (報告) (発刊)
2 3	・協議題 自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いについて 〃 ・現職教育資料「自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いを持つ力を育てる」	(中間報告) (報告) (発刊)
4 5 6	・協議題 基本的な生活行動を主体的に身に付けるために 〃 〃 ・現職教育資料「基本的な生活行動を主体的に身に付けるために」	(実態調査) (中間報告) (報告) (発刊)
7 8 9	・協議題 一人一人の幼児の特性や発達の課題に応じた教育・保育の在り方 〃 〃 ・現職教育資料「わたしたちの園にふさわしい教育課程・保育計画」	(実態調査) (中間報告) (報告) (発刊)
10 11 12	・協議題 心豊かな幼児の育成をめざして 〃 〃 ・現職教育資料「保育のポイント Q&A50」	(実態調査) (中間報告) (報告) (発刊)
13 14	・協議題 幼児の心を豊かにする幼稚園・保育所と家庭との連携のあり方	(実態調査) (報告)
15 16	・協議題 子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方	(実態調査) (報告)
17 18	・協議題 幼児期における心の教育 －「命」を感じる教育を考える－	(実態調査) (報告)
19 20	・協議題 協同的な活動を通して、幼児期の「遊び・学び・育ち」を考える	(実態調査) (報告)
21 22	・協議題 子どもや社会の変化に対応した教育課程・保育課程 －伝え合う力や規範意識の芽生えを培う体験を重視して－	(実態調査) (報告)
23	・協議題 愛知県のこれからの幼児教育の在り方を考える －幼児教育の指針の策定に向けて－	(報告)
24 25	・協議題 小学校教育を見通した幼児期の教育を考える －接続期における教育課程・保育課程の編成に向けて－	(中間報告) (報告)
26 27	・協議題 幼児教育の充実に向けた保育者の資質と専門性の向上について	(中間報告) (報告)
28 29	・協議題 生涯にわたる学びを支える幼児教育の在り方 －幼児期における「学びに向かう力」の育成を通して－	(中間報告) (報告)
30	・協議題 幼児期の育ちを支える幼稚園・保育所・認定こども園と家庭との連携の在り方 について－「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにして－	(報告)
令元	・協議題 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながる学びの芽を捉える －「自然との関わり・生命尊重」の姿に視点を当てて－	(報告)

＜令和2・3年度愛知県幼児教育研究協議会協議題＞
幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは
—子供の具体的な遊びや生活の姿から考える—

1 設定理由

(現 状)

- ・ 幼稚園教育要領には、「幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする」と示されている。その幼稚園教育において育みたい資質・能力は、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の三つであり、5領域のねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものとしている。
また、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとすることが示されている。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（「10の姿」）は、イメージされつつある中、幼稚園教育において育みたい「資質・能力」については、「10の姿」との関連や具体的なイメージとして捉えられ理解するには至っていない。

(社会の要請)

- ・ 学校教育においては、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力の一層確実な育成と、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有することが重視されている。幼児期の教育においても、その基本を踏まえ、遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むとともに、小学校以降の子供の発達を見通しながら教育活動の充実を図ることが求められている。
- ・ 「愛知の幼児教育指針」では、重点目標として「幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進」を掲げており、幼児教育と小学校教育の目標を連続性のあるものとして示し、全ての保育者は、このことを踏まえて子供にとって必要な教育活動の充実を行うことを求めている。

2 検討すべき課題

幼児期の教育はその後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割を担っている。つまり、幼児教育において育みたい資質・能力を、小学校以降の子供の発達を見通した上で、幼児期にふさわしい生活を通して確実に育むことである。幼児期にふさわしい遊びを中心とした教育・保育の中で、子供が何を、どのように学んでいるのかを明確にして、更なる教育・保育の質の向上を目指していくことが必要と考える。

そこで、本協議会では、幼児期の教育において育みたい資質・能力がどのように一体的に育まれているかについて協議し、幼児期の教職員と小学校教員、あるいは園と保護者とが、実践における子供の具体的な姿から改めて捉え直し、「愛知の幼児教育指針」の基本理念である、生きる力につながる生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の在り方を明らかにし、教育活動の充実を図っていく。

3 研究構想

令和2・3年度愛知県幼児教育研究協議会 協議題「幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは」

設定理由

（現状）

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力として、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の三つが示された。
- 小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする事が示された。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（「10の姿」）はイメージされつつある中、幼稚園教育において育みたい「資質・能力」については「10の姿」との関連や具体的なイメージとして捉えられ理解するには至っていない。

（社会の要請）

- 遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むとともに、小学校以降の子供の発達を見通しながら教育活動の充実を図ることが求められている。
- 「愛知の幼児教育指針」では、重点目標として「幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進」を掲げており幼児教育と小学校教育の目標を連続性のあるものとして示し、全ての保育者は、このことを踏まえて子供にとって必要な教育活動の充実を行っていくことを求めている。

生涯にわたる学びを支える幼児教育の在り方を明らかにすることで、「愛知の幼児教育指針」の基本理念の実現に資するよう幼児教育の推進を図る。

【令和2年度取組】

- ・ 幼児期の教育における資質・能力とはどのようなものか、子供の具体的な遊びや生活の姿や場面から探り、「10の姿」と関連させて整理する。
- ・ 捉えた資質・能力は具体的にどのように一体的に育まれているのか分析する。

【令和3年度取組】

- ・ 幼児期の資質・能力が一体的に育まれていくことにつながる環境の構成や保育者の援助を示し、保育者の指導力向上につなげていく。
- ・ 幼児期に育まれた資質・能力が、どのように小学校以降につながっていくのかについて整理する。

令和2年度第1回愛知県幼児教育研究協議会協議内容

令和2・3年度 協議題

幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは
—子供の具体的な遊びや生活の姿から考える—

① 幼児期における資質・能力とは、どのようなものか。

② 資質・能力が一体的に育まれるとは、どのようなことか。

③ その他

第2節 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 1 幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。
 - (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
 - (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
 - (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」
- 2 1に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

幼稚園においては、幼稚園生活の全体を通して、幼児に生きる力の基礎を育むことが求められている。そのため、幼稚園教育要領第1章総則の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、小学校以降の子供の発達を見通しながら教育活動を展開し、幼稚園教育において育みたい資質・能力を育むことが大切である。

幼稚園教育において育みたい資質・能力とは、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」である。

「知識及び技能の基礎」とは、具体的には、豊かな体験を通じて、幼児が自ら感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること、「思考力、判断力、表現力等の基礎」とは、具体的には、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること、「学びに向かう力、人間性等」とは、具体的には、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすることである。

これらの資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づき、各幼稚園が幼児の発達の実情や幼児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって育むものである。

実際の指導場面においては、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を個別に取り出して指導するのではなく、遊びを通じた総合的な指導の中で一体的に育むよう努めることが重要である。これらの資質・能力はこれまでも幼稚園で育んできたものではあるが、各幼稚園においては、実践における幼児の具体的な姿から改めて捉え、教育の充実を図ることが求められている。

小学校以降の教育は、各教科等の目標や内容を、資質・能力の観点から整理して示し、各教科等の指導のねらいを明確にしながらか教育活動の充実を図っている。

一方、幼稚園教育では、遊びを展開する過程において、幼児は心身全体を働かせて活動するため、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。つまり、幼児期は諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのである。

幼稚園教育において育みたい資質・能力は、こうした幼稚園教育の特質を踏まえて一体的に育んでいくものである。

4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

(1) 育みたい資質・能力

ア 保育所においては、生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、1の(2)に示す保育の目標を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(ア) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

(イ) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

イ アに示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体によって育むものである。

保育所においては、保育所の生活の全体を通して、子どもに生きる力の基礎を培うことが求められている。そのため、1の(2)に示す保育の目標を踏まえ、小学校以降の子どもの発達を見通しながら保育活動を展開し、保育所保育において育みたい資質・能力を育むことが大切である。

保育所保育において育みたい資質・能力とは、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」である。

「知識及び技能の基礎」とは、具体的には、豊かな体験を通じて、子どもが自ら感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること、「思考力、判断力、表現力等の基礎」とは、具体的には、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること、「学びに向かう力、人間性等」とは、具体的には、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすることである。

これらの資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づき、各保育所が子どもの発達の実情や子どもの興味や関心等を踏まえながら展開する保育活動全体によって育むものである。

実際の指導場面においては、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を個別に取り出して指導するのではなく、遊びを通じた総合的な指導の中で一体的に育むよう努めることが重要である。これらの資質・能力はこれまでも保育所で育んできたものではあるが、各保育所においては、実践における子どもの具体的な姿から改めて捉え、保育の充実を図ることが求められている。小学校以降の教育は、各教科等の目標や内容を、資質・能力の観点から整理して示し、各教科等の指導のねらいを明確にしながらか教育活動の充実を図っている。

一方、保育所保育では、遊びを展開する過程において、子どもは心身全体を働かせて活動するため、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。つまり、乳幼児期は諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのである。

保育所保育において育みたい資質・能力は、こうした保育所保育の特質を踏まえて一体的に育んでいくものである。

3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

(1) 幼保連携型認定こども園において育みたい資質・能力

(1) 幼保連携型認定こども園においては、生きる力の基礎を育むため、この章の1に示す幼保連携型認定こども園の教育及び保育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」

イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」

ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

(2) (1)に示す資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

幼保連携型認定こども園においては、園生活の全体を通して、園児に生きる力の基礎を育むことが求められている。そのため、教育・保育要領第1章総則の第1の1に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本を踏まえ、小学校以降の子どもの発達を見通しながら教育及び保育活動を展開し、幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力を育むことが大切である。

幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力とは、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」である。「知識及び技能の基礎」とは、具体的には、豊かな体験を通じて、園児が自ら感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりすること、「思考力、判断力、表現力等の基礎」とは、具体的には、気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりすること、「学びに向かう力、人間性等」とは、具体的には、心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとすることである。

これらの資質・能力は、第2章に示すねらい及び内容に基づき、各幼保連携型認定こども園が園児の発達の実情や園児の興味や関心等を踏まえながら展開する活動全体によって育むものである。

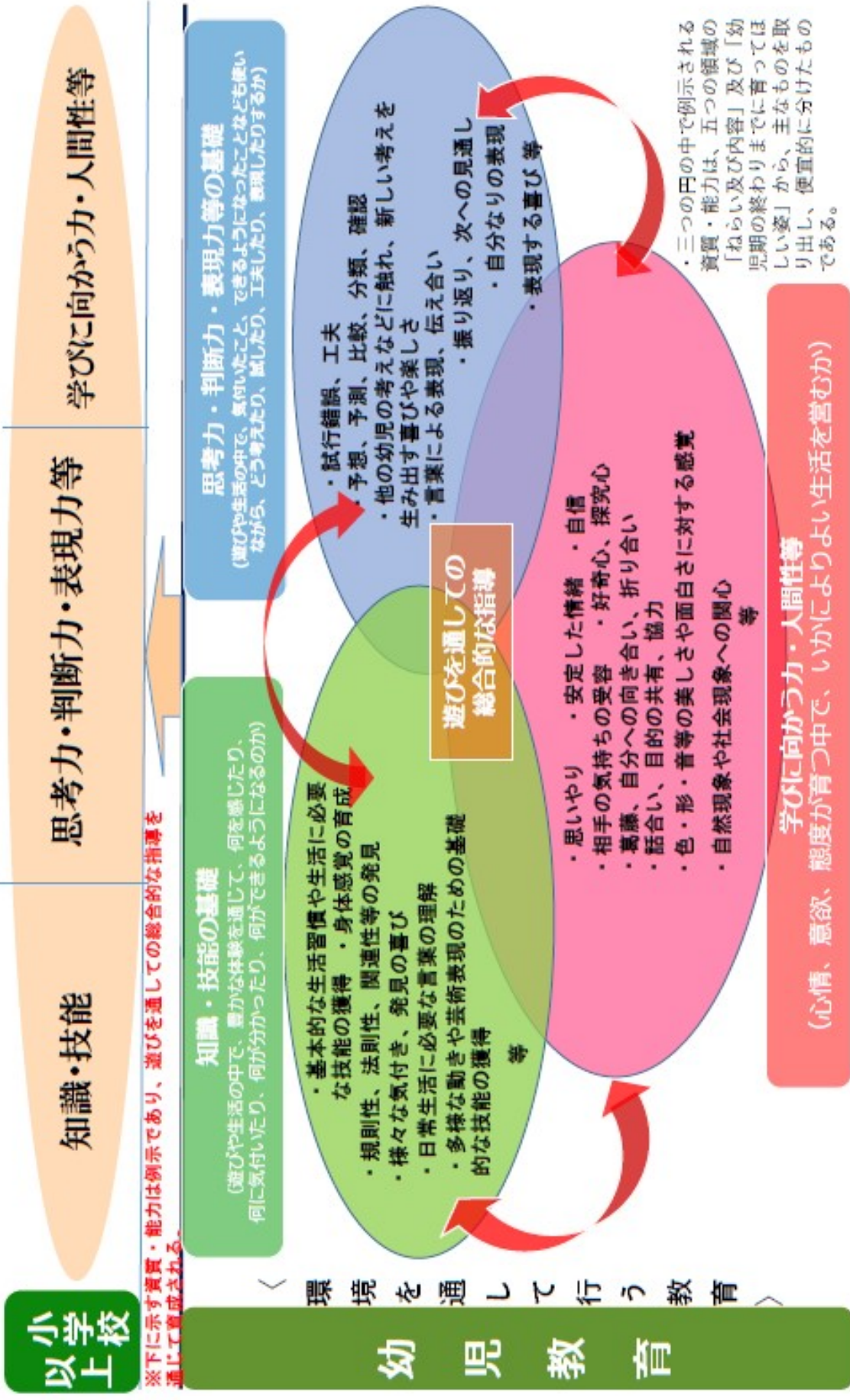
実際の指導場面においては、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を個別に取り出して指導するのではなく、遊びを通じた総合的な指導の中で一体的に育むよう努めることが重要である。これらの資質・能力はこれまでも幼保連携型認定こども園で育んできたものではあるが、各園においては、実践における園児の具体的な姿から改めて捉え、教育及び保育の充実を図ることが求められている。

小学校以降の教育は、各教科等の目標や内容を、資質・能力の観点から整理して示し、各教科等の指導のねらいを明確にしながら教育活動の充実を図っている。

一方、幼保連携型認定こども園では、遊びを展開する過程において、園児は心身全体を働かせて活動するため、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられていく。つまり、乳幼児期は諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのである。

幼保連携型認定こども園における教育及び保育において育みたい資質・能力は、こうした幼保連携型認定こども園の教育及び保育の特質を踏まえて一体的に育んでいくものである。

幼児教育において育みたい資質・能力の整理



文部科学省「幼児教育部会における審議のとりまとめ」より

5 領域とそのねらい

領 域	ねらい
<p style="text-align: center;">健 康</p> <p>健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。</p>	<p>(1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。</p> <p>(2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。</p> <p>(3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。</p>
<p style="text-align: center;">人間関係</p> <p>他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。</p>	<p>(1) 幼稚園生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。</p> <p>(2) 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。</p> <p>(3) 社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。</p>
<p style="text-align: center;">環 境</p> <p>周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p>	<p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。</p> <p>(2) 身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</p>
<p style="text-align: center;">言 葉</p> <p>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p>	<p>(1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。</p> <p>(2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。</p> <p>(3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。</p>
<p style="text-align: center;">表 現</p> <p>経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。</p>	<p>(1) いろいろなものの美しさなどに対する豊かな感性をもつ。</p> <p>(2) 感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ。</p> <p>(3) 生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。</p>

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（「10の姿」）

項目	姿
健康な心と体	園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
言葉による伝え合い	保育者や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

令和2年度愛知県幼児教育研究協議会専門部会委員名簿（案）

（敬称略）

選任区分	氏名	職名
学識経験者 一般有識者	鈴木 照美	椚山女学園大学講師
	和田 直子	岡崎女子大学講師
幼稚園 保育所等 及び学校 関係者	大主 香	名古屋市立大幸幼稚園長
	小川 由美子	小牧市立第一幼稚園長
	成瀬 明美	豊田市立野見こども園長
	大谷 喜久子	愛知県私立幼稚園連盟常任理事（みちる幼稚園長）
	熊澤 嘉乃	小牧市立藤島保育園長
	加藤 和子	豊田市子ども部保育課指導主事
	南部 紀子	かわさき保育園長
	真山 恵	半田市立乙川東小学校長
	本多 宣子	幸田町立豊坂小学校長
県関係者	大曲 章治	愛知県福祉局子育て支援課課長補佐
	加藤 智和	愛知県教育委員会生涯学習課主任社会教育主事

令和2年度 愛知県幼児教育研究協議会開催計画(案)

年	月	日	曜	予定時間	幼児教育研究協議会 (案)	幼児教育研究協議会 専門部会(案)
2	9	11	金	14:00～16:00 自治センター 603会議室	〈第1回研究協議会〉 ・令和2・3年度協議題の報告 ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画	
2	10	14	水	14:00～16:00 東大手庁舎 研修室A		〈第1回専門部会〉 ・第1回研究協議会の報告 ・令和2・3年度協議題の 確認 ・研究内容について ・第2回部会の予定確認
2	11	19	木	14:00～16:00 自治センター 603会議室		〈第2回専門部会〉 ・中間報告書の最終検討 ・報告書案のまとめ ・令和3年度の研究の方向性 の確認
3	1	15	金	14:00～16:00 三の丸庁舎 801会議室	〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告 ・令和3年度の研究の方向性 の確認	